

中部運輸局自動車交通部

令和4年2月15日 定例記者懇談会 発表

お問合せ先
中部運輸局自動車交通部自動車監査官
藪田、平井 TEL 052-952-8082

タクシー事業の集中監査結果について《速報》

1. 実施結果

令和4年1月期に実施した「タクシー事業の集中監査」の結果、中部運輸局管内407事業者（令和3年3月31日現在）のうち24事業者に対して監査を実施し、18事業者について法令違反を確認しました（別表参照）。

法令違反の内訳については、特に「健康診断未受診」、「適性診断未受診」、「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」について、多くの違反を確認しました。

「健康診断未受診」については、18事業者のうち6事業者に違反を確認しました（違反率約33%）。一部の事業者をのぞき、未受診者は各事業者数名程度であり、概ね受診している状況でした（未受診率約3.2%）。

「適性診断未受診」及び「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」については、18事業者のうち9事業者に違反を確認しました（違反率約50%）。適性診断のうち適齢診断（65歳以上の高齢運転者のための適性診断）の受診対象者の多くが受診しておらず（未受診率約24.6%）、受診に伴う指導も十分に実施できていなかったため、重点監査項目の中でも今後特に周知・指導等の徹底が必要な事項であると考えております。

2. 今後の対応

違反を確認した18事業者に対しては、違反事項を直ちに改善するよう指導を行い、今後、処分基準に基づき厳正に処分を行うとともに、改善確認監査により改善状況を確認して参ります。

また、今回の監査結果を踏まえ、各タクシー協会を通じ、会員各事業者の自主的な点検を促すなど輸送の安全の確保に向けて取り組んで参ります。

【法令違反の状況】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛知	8	7	2	5	5	2	—	1
静岡	4	4	2	3	3	—	—	—
岐阜	6	3	2	1	1	—	—	—
三重	3	2	—	—	—	—	—	—
福井	3	2	—	—	1	1	—	—
計	24	18	6	9	10	3	—	1
令和元年度計	34	21	8	9	9	3	7	3

注) 未受診、未実施を1件でも確認した場合は、違反事業者数に計上している。

